

卒業及び進級基準に関する規定

専門学校読売自動車大学校細則（抜粋）

（進級・卒業基準）

第 11 条 進級・卒業の認定は、出欠及び成績の状況に基づいて、校長の招集する学科長会議において行う。

第 12 条 進級・卒業の認定は、次に定める進級・卒業基準に基づき、指定する科目を修得していなければならない。

(1) 進級、卒業基準を満たすためには、必修科目をすべて修得しなければならない。

(2) 自動車整備学科

○ 1 年次から 2 年次に進級するためには、限定科目を 2 単位以上修得しなければならない。

○ 卒業基準を満たすためには、1・2 年次（二級課程）の 2 年間で学科 600 時間以上、実習 1,200 時間以上を修得しなければならない。

(3) 1 級整備学科

○ 1 年次から 2 年次に進級するためには、限定科目を 2 単位以上修得しなければならない。

○ 2 年次から 3 年次に進級するためには、1・2 年次（二級課程）の 2 年間で学科 600 時間以上、実習 1,200 時間以上を修得していること。また、二級ガソリン及び二級ジーゼルの自動車整備士資格を取得していること。

○ 2 年次修了者には、二級自動車整備士養成課程を修了したことを証明する二級課程修了証を発行する。

○ 3 年次から 4 年次に進級するためには、必修科目をすべて修得しなければならない。

○ 卒業基準を満たすためには、3・4 年次（一級課程）の 2 年間で 1800 時間以上かつ学科 280 時間以上、実習 465 時間以上、実務実習 750 時間以上をそれぞれ修得しなければならない。

第 13 条 進級・卒業を認められないため、留年する者は、留年願を校長に提出し、校長の許可を得なければならない。

第 14 条 各教科における年間の出席時数は、学科については決められた教育時数の 10 分の 9 以上、実習については全て出席であること。